

R 7 年度 移住支援金関係人口実施市町村一覧

番号	市町村	具体的な要件
1	札幌市	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市に居住経験のある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業に就業する者。
2	函館市	<p>次の1に掲げる事項のいずれかに該当し、1の(1)または(2)に該当する場合は2に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>1 対象者要件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 函館市に在住歴がある、または函館市内の高等学校、高等教育機関もしくは高等支援学校に通学歴がある。 (2) 函館市が実施する「お試し移住」を利用したことがある。 (3) 函館市奨学金返還支援事業の交付対象者の認定を受けている。 <p>2 就業等要件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 函館市内の事業所に就業し、次のア～オの就業に関する要件のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 就業先について、函館市が移住支援金の対象として函館しごとネットに掲載している求人マッチングのうえ、就業すること。 イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 ウ 上記アの函館しごとネットに掲載された法人(以下「関係人口移住支援金対象法人」という。以下同じ。)に就業し、交付申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。 エ 当該法人に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (2) 函館市内で農林水産業に就業すること。 (3) 次のア～エの起業に関する要件のいずれにも該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 交付申請時に函館市内で個人事業の開業または株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特別非営利活動法人等の設立を行い、その代表者として、法人の登記または個人事業の開業の届出を函館市内で行っていること イ 雇用保険法第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者を1人以上雇用していること ウ 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれに類する風俗営業(同条第1項に規定する風俗営業をいう。)を営む法人でないこと。 エ 当該個人事業主、法人または法人の役員が、函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員、同条例第6条に規定する暴力団員等または暴力団関係事業者に該当する者でないこと。
3	小樽市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小樽市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 小樽市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業に就業する者。
4	旭川市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭川市に居住経験のある者、または、家業を継ぐために旭川市へ転入する者。 旭川市において、産業の創出、商店街の空き店舗有効活用の活動、朝市・マルシェへの出店活動、ボランティア、地域資源・まちなみの保全活動、まちおこし・むらおこしにつながるようなプロジェクトの企画・運営、又は協力・支援等を定期的・継続的に行っていると市長が認める者。 旭川市において、企業・事業所での労働(副業も含む)を定期的・継続的に行っていると市長が認める者。 旭川市の移住体験ツアーに参加経験を有する者。 旭川市の移住等相談者データベースに登録されている者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産業に就業する者。 家具職人、デザイナー、保育士、介護士、路線バス運転手、除雪重機オペレーター、システムエンジニアとして就業する者。 旭川市が誘致した企業に就業する者。

5	室蘭市	<p>次のアおよびイに掲げる事項に該当すること。</p> <p>ア 支給対象者の要件 次の①②どちらかに該当すること。</p> <p>① 申請者もしくは申請者と同一世帯の者が北海道内の出身であること。または、申請者もしくは申請者と同一世帯の者の3親等以内の親族が北海道内に在住していること。</p> <p>② 過去に室蘭市に対し、移住相談をしていること。</p> <p>イ 就業等の要件 次の①～⑥のいずれかに該当すること。</p> <p>① 市内専門学校等に入学し、卒業後、修学した専門性を活かし、市内事業所に就業する意思があるもの</p> <p>② 市内で起業するもの</p> <p>③ 農林水産業に就業するもの</p> <p>④ 家業等への就業または事業承継するもの</p> <p>⑤ 室蘭市内の事業所に就業し、バス・タクシー運転手、介護職として従事するもの</p> <p>⑥ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向があるもの</p>
6	釧路市	<p>下記【支給対象者の要件】すべてに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当するか、【釧路市UIJターン就職マッチング要件】すべてに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>① 転入時45歳未満であること</p> <p>※下記ア～ウのいずれかに該当する場合は年齢制限なし</p> <p>ア 市内の高校、専門学校、短大、高専、大学を卒業したこと</p> <p>イ 市内に2親等以内の親族が居住していること</p> <p>ウ くしろお試しワーキングホリデーに参加したことがあること</p> <p>② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し（ただし、農林水産業に就業するものはこの限りではない）、申請時において当該法人等に連続して3か月以上在職していること。</p> <p>③ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること</p> <p>④ 転勤、出向、出張、研修による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>① 農林水産業に就業する者。</p> <p>② 家業等へ就業する者。</p> <p>③ 釧路市が地域の担い手不足と認める企業等に就業する者</p> <p>【釧路市UIJターン就職マッチング要件】</p> <p>① 釧路市UIJターン就職マッチング事業に求職登録していること</p> <p>② 就業先が釧路市UIJターン就職マッチング事業の求人登録企業であること</p> <p>③ 上記求人への応募日が、上記①の求人が釧路市UIJターン就職マッチング事業に登録された日以降であること</p>
7	帯広市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人又は家族が帯広市に在住していた者 ・ 本人又は家族の親族が帯広市に在住している者 ・ 帯広市内に通学したことがあること。 ・ 帯広市が実施する「ちょっと暮らし」を利用したことがあること。 ・ 帯広市へ移住する直前の5年間で3年以上帯広市にふるさと納税をしている者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産業を起業する者 ・ 家業に就業する者
8	北見市	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】①から③のいずれかに該当すること</p> <p>① 北見市や地域づくり団体が係る地域づくり活動に参加したことがある者。</p> <p>② 本人または配偶者が北見市に居住経験がある者。</p> <p>③ 直近5年のうち、3回以上北見市へふるさと納税をしている者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>支給対象者の要件①に該当する者の場合、移住後も継続して北見市や地域づくり団体が係る地域づくり活動に参加すること</p> <p>支給対象者の要件②、③のいずれかに該当する者の場合、</p> <p>(1) 農林水産業に就業する者。</p> <p>ア 当該法人等に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること</p> <p>イ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること</p> <p>(2) 建設業、バス運転手、介護職に就業する者は上記ア、イに加え、以下の要件いずれにも該当すること。</p> <p>ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。</p> <p>エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、申請時において当該法人等に連続して3か月以上在職していること。</p>

9	夕張市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夕張市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・夕張市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
10	網走市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・網走市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・網走市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
11	留萌市	<p>(1)及び(2)の要件を満たす者。</p> <p>(1) 関係人口要件として次のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 本人または世帯員が過去に連続して1年以上留萌市に在住していたこと。 イ 本人または世帯員が留萌市内の高等学校を卒業していること。 ウ 本人または世帯員の3親等以内の親族が留萌市に在住していること。 エ 本人が過去に3回以上、留萌市にふるさと納税をしていること。 オ 留萌市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加していること。 <p>(2) 就業要件として次のいずれかに該当する者。</p> <p>ア 次のいずれかの業種（職種）に該当し、かつ留萌市内の事業所に就業する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 製造業。 (イ) 建設業。 (ウ) 運輸交通業。 (エ) 農林水産業。 (オ) 介護職。 (カ) 医療職。 <p>イ 留萌市内で起業し、開業等の届出をしている者。</p> <p>ウ 家業を継承する者。</p> <p>※ただし、就業要件について次の要件すべてに該当する者に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 官公庁への就業でないこと。 ② 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を努めている法人への就業でないこと。 ③ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ⑤ 雇用保険の適用事業主に就職していること。 ⑥ 風俗営業者への就業でないこと。 ⑦ 暴力団等と関係を有する法人への就職でないこと。
12	苫小牧市	<p>次の1～3の要件を満たすもの</p> <p>1.対象範囲（いずれかに該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苫小牧市オーダーメイド移住ガイド利用日を起算日とし、1年以上経過してから転入。 ・苫小牧市に在住歴があるまたは、市内の高校、高等教育機関を卒業 ・直近5年のうち、3回以上本市へふるさと納税をしている（ただし、1年（1月1日から12月31日）で複数回寄附した場合については1回とみなす。） ・本人または世帯員が氷都とまこまい体感プログラムに参加。 <p>2.年齢要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時の年齢が50歳未満または、16歳未満の子がいる世帯 <p>3.就業要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて次の職種の市内事業所へ就業（転勤、公務員を除く）。 <p>専門的・技術的職業</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売 サービス職業 保安 農林水産業（自営を含む） 生産工程 輸送・機械運転 建設・採掘 運搬・清掃・包装等
13	稚内市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稚内市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・稚内市内において農林水産業の就業体験等を経験している者。 ・稚内市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

14	美唄市	<p>次の1～3の要件を満たすもの</p> <p>1.対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人又は世帯員が「ふるさと美唄応援団」に登録していること。また、移住後においても「ふるさと美唄応援団」への加入を継続する意思があるもの。 <p>2.年齢要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時の年齢が50歳未満または、16歳未満の子がいる世帯 <p>3.地域の担い手確保の要件</p> <p>次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業のいずれかに就業すること。または上記業種の起業をする者。 ・家業等に就業する者。
15	芦別市	<p>本市や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、本市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、起業した者については、ア及びイの事項に限る。</p> <p>ア 本市出身者又は過去に本市へふるさと納税をしていること。なお、本市出身者は次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市出身者又は同一世帯に本市出身者がいる者 ・市内に親族が居住している者 ・市内の高校に通学していた者 ・市内の企業に通勤していた者 <p>イ 市内で農林業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給、水道業、運輸・通信業、卸売・小売・飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務に就業又は起業した者であること。</p> <p>ウ 就業者にとって3親等以内の親族が、代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>エ 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業し、申請があった日において、当該法人に連続して3か月以上在職し、かつ、当該申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。</p> <p>※アの本市出身者とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市内の企業に通勤していたこと。 ○ 本市内の高校に通学していたこと。 ○ 本市に住所を有していた者が世帯の構成員に含まれていること。 ○ 本市に親族が居住していること。
16	江別市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江別市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・江別市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
17	赤平市	<p>赤平市に転入し、かつ市内で地域の担い手確保の要件として、農林業、製造業、飲食業、公共交通（タクシー）の運送業などに就業する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.本人又は同一世帯に赤平市出身者がいる者。 2.本人又は同一世帯の者が過去に連続して1年以上赤平市に在住していた者。 3.本人又は同一世帯の者で三親等以内の親族が赤平市に在住している者。 4.赤平市に移住する直前の5年間に2回以上、本市にふるさと納税をしている者。 ただし、1年で複数回寄附した場合は1回とみなす。 5.赤平市おためし暮らし住宅事業を利用した者。
18	紋別市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紋別市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・紋別市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
19	士別市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・士別市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・士別市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

20	名寄市	<p>転入日時時点で、申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳未満であり、次のいずれかに該当し、かつ、【支給対象者の要件】及び【地域の担い手確保の要件】に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名寄市に在住歴または在籍歴のある方もしくは三親等以内の親族が名寄市に在住している方 ・名寄市での移住体験を経験している方 <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名寄市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業のほか鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業に就業する者。または上記業種の起業をする者。
21	三笠市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去三笠市に対し、移住相談をしていること。 ・三笠市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者
22	根室市	<p>次の1. 支援対象範囲の要件のいずれかを満たし、2. 就業要件を全て満たす者</p> <p>1. 支援対象範囲（次の①～④のいずれかに該当）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①本人または世帯員が過去に連続して1年以上根室市に在住していた者 ②本人または世帯員の3親等以内の親族が根室市に在住している者 ③本人または世帯員が根室市移住体験住宅を利用したことがある者 ④根室市へ移住する直前の5年間で1回以上根室市にふるさと納税をしている者 <p>2. 就業要件（①～⑩全てに該当）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①根室市に事業所等を有する農林水産業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業のいずれかに就業すること。 ②官公庁でないこと。 ③資本金10億円以上の営利を目的とする私企業でないこと。 ④みなし大企業でないこと。 ⑤本社所在地が東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県以外の場合は、勤務地限定型社員であること。 ⑥雇用保険の適用事業主であること。 ⑦風俗営業者でないこと。 ⑧暴力団等と関係を有さないこと。 ⑨週30時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人又は個人事業主に在職していること。 ⑩当該法人又は個人事業主に移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ⑪転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
23	千歳市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千歳市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・千歳市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千歳市内の農林水産業に就業する者。
24	砂川市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂川市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・砂川市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
25	歌志内市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歌志内市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・歌志内市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
26	深川市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深川市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・深川市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

27	富良野市	<p>下記の【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富良野市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・本人又は同一世帯が富良野市出身である者。 ・本人又は同一世帯の者が富良野市内の小中学校・高等学校を卒業している者。 ・本人又は同一世帯の者が三親等以内の親族が富良野市に在住している者。 ・本人又は同一世帯の者が過去に連続して1年以上富良野市に在住していた者。 ・富良野市に移住する直前の5年間に3回以上、本市にふるさと納税をしている者。 ※ただし、1年で複数回寄付した場合は、1回とみなす。 ・富良野市に移住する直前の5年間のうち、本市にふるさと納税を累計25万円以上納付している者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>①次の全てを満たし市内で就職する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富良野市が運営するしごと情報サイト「ふらのジョブスタル」に求人掲載されている企業へ就職すること。 ・富良野市内において特に人手が不足していると認められる工事業、運輸業、宿泊業、保育・医療・福祉・介護事業に従事すること。 ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人又は個人事業主への就業ではないこと。 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 ・勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき就業し、申請があった日において、当該法人に連続して3ヵ月以上在職していること。 ・移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 <p>②富良野市内で開業又は、株式会社、合同会社等の法人の設立を行い、その代表者として、法人の登記または個人事業の開業の届け出を富良野市内で行っている者。</p> <p>③農林水産業に就業する者。</p>
28	登別市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登別市に居住経験がある者。 ・市内の高等学校もしくは専門学校を卒業している者。 ・登別市の移住体験に参加経験を有する者。 ・登別市に住民票を移す直前の5年間のうち通算3年以上、ふるさと納税の寄附をしている者。 ・登別市ふるさと会の会員である者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・登別国際観光コンベンション協会の会員となっている市内事業者に就業する者。 ・登別商工会議所の会員となっている市内事業者に就業する者。
29	恵庭市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵庭市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・恵庭市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
30	伊達市	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊達市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・伊達市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
31	北広島市	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人又は同一世帯に北広島市出身者がいる者。 ・本人又は同一世帯の者が北広島市内の小中学校・高校・大学に通学していた者。 ・本人又は同一世帯の者の三親等以内の親族が北広島市に在住している者。 ・本人又は同一世帯の者が過去に連続して1年以上北広島市に在住していた者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・医療・福祉業に就業する者。 ・運輸業、郵便業に就業する者。
32	石狩市	<p>(5) 関係人口に関する要件 次に掲げる事項のすべてに該当すること。</p> <p>ア 石狩市に在住したことがあること又は石狩市内の高等学校若しくは大学を卒業したこと。</p> <p>イ 転入時の世帯主の年齢が50歳未満の世帯であること。</p> <p>ウ 農林水産業又はその他石狩市が認めた企業若しくは職種に就業すること。</p>

33	北斗市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北斗市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・北斗市に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・家業等に就業する者。 ・バス運転手、タクシー運転手として就業する者。 ・介護職、保育職に就業する者。
34	当別町	<p>次の①、②の全てを満たしていること</p> <p>①次のいずれかの世帯要件を満たすこと</p> <p>a.世帯すべての者が申請時に50歳未満であること</p> <p>b.申請時において、中学生以下（出生から15歳に達する日以降の最初の4月1日までの間にある者）の子どもを扶養し、同居している世帯であること</p> <p>② 次のいずれかの関係人口要件を満たすこと</p> <p>a.次のいずれかの要件を満たしている者が、農林水産業、製造業、卸売業、建設業、運輸業、情報通信業、電気・熱供給業、学術・開発研究機関、小売業、飲食業、宿泊業に正規就労もしくは後継者がなく廃業を余儀なくされている店舗を引き継ぐ意思を持ち、5年以上継続して勤務する意思があること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の小中学校・高校・大学を卒業していること ・3親等以内の人物が町内に居住していること <p>・当別町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者</p>
35	松前町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松前町や町民等が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事、地域イベント、関係人口創出に資する事業等に継続的に参加している者。 ・松前町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
36	福島町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・福島町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
37	知内町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知内町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・知内町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
38	木古内町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木古内町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・木古内町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
39	七飯町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・七飯町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・七飯町に居住経験のある者、又は七飯町お試し移住体験事業を利用したことがある者、若しくは七飯町が出展した移住フェア等において移住相談を実施したことがある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者
40	鹿部町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿部町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・鹿部町に居住経験のある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
41	森町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・森町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

42	長万部町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当する者</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>長万部町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土産品の開発や地域の食文化を活かした新たなメニューの開発、地域内で観光振興消費を高める取組をする者。 ・商店街や温泉街での起業をする者。 ・農林水産業に就業する者。 ・空き家や不動産流通の促進、リノベーション事業の取組をする者。
43	上ノ国町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上ノ国町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・上ノ国町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
44	厚沢部町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚沢部町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・厚沢部町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
45	黒松内町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・黒松内町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・黒松内町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・医療、福祉、商工観光、公共交通その他町長が必要と認める職種に就業する者。
46	蘭越町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蘭越町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・蘭越町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
47	真狩村	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真狩村や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・真狩村に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
48	喜茂別町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喜茂別町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・喜茂別町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
49	京極町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京極町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・京極町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
50	神恵内村	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神恵内村や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・神恵内村に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
51	積丹町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積丹町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・積丹町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

52	古平町	古平町に転入し、下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ町内で【地域の担い手確保の要件】のいずれかに新規就業、または起業する者。 【支給対象者の要件】 ①転入時の年齢が50歳未満であること。 ②古平町が関わる地域づくり活動、地域の町内会行事や地域のイベントに継続的に参加しているもの。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業、建設業、製造業、保健衛生業、運輸交通業
53	仁木町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ・仁木町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・仁木町に居住経験のある者。 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。
54	余市町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・余市町に居住経験のある者、またはこれから居住することが明確に決まっている者 ・余市町内の高等学校等に通学していた、または卒業した者 ・余市町のおためし地域おこし協力隊ツアーに参加経験のある者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。
55	赤井川村	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・赤井川村や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加可能な者。 ・村内に建築基準法その他関係法令に適合した住宅を新築し、その住宅に住所を有し、10年以上居住する方 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業や公共交通、介護職などに就業するもの。 参考：移住・定住の定義 移住：他市町村より移り住むこと（住民登録必要） 定住：これからも村で生活しようと思っている方（建て替え、新築の方）
56	南幌町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・南幌町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・南幌町に居住経験のある者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。
57	奈井江町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・奈井江町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・奈井江町に居住経験のある者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。 ・奈井江町が認めた企業に就業した者。
58	由仁町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・由仁町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者 ・由仁町に居住経験のある者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者
59	長沼町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ・長沼町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・長沼町に居住経験のある者 【地域の担い手確保の要件】 ・農林水産業に就業する者。

60	栗山町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗山町に居住経験のある者 ・北海道内の学校を卒業している者。 ・3親等以内の親族が栗山町内に居住している。 ・くりやま暮らし体験、または栗山町内で実施された移住体験ツアーの参加経験がある者。 ・過去に栗山町へ移住相談をしたことがある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・家業を継承する者。 ・バス運転手、タクシー運転手として就業する者。 ・起業し、町内に事業所を設置する者。
61	月形町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月形町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・月形町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
62	浦臼町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦臼町地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・浦臼町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
63	新十津川町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新十津川町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・新十津川町に居住経験のある者 ・新十津川町の資源に魅力を感じ何度も来訪経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・新十津川町が認めた企業に就業した者。 ・自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
64	妹背牛町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妹背牛町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・妹背牛町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
65	秩父別町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秩父別町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・秩父別町に居住経験のある者。 ・本人又は同一世帯の者で三親等以内の親族が秩父別町に在住している者。 ・秩父別町に移住する直前の5年間に2年以上、秩父別町にふるさと納税をしている者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業、商工業、サービス業、輸送・機械運転業に就業又は起業する者。
66	雨竜町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨竜町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・雨竜町に居住経験のある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
67	沼田町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼田町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・沼田町に居住経験のある者 ・沼田町に移住する直前の5年間のうち、本町にふるさと納税を25万円以上納付している者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・沼田町が運営する無料職業紹介所「ぬまわーくサポートデスク」に求人掲載されている企業へ就業する者。（公務員は除く。また、転勤等ではなく新規の雇用であること。）

68	鷹栖町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鷹栖町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・鷹栖町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
69	東神楽町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東神楽町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・東神楽町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
70	当麻町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当麻町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・当麻町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
71	比布町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比布町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・比布町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
72	愛別町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛別町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・愛別町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
73	上川町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上川町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・上川町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
74	東川町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東川町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・東川町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・木工業に就業する者。
75	美瑛町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美瑛町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・美瑛町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
76	上富良野町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上富良野町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・上富良野町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
77	中富良野町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中富良野町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・中富良野町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

78	南富良野町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南富良野町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・南富良野町に居住経験のある者 ・南富良野町にふるさと納税をしたことがある者 ・南富良野町内の事業所又は個人事業主のもとで勤務したことがある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、建設業、製造業、電気・ガス、運輸業、飲食業、不動産業、サービス業に就業する者。
79	和寒町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和寒町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・和寒町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
80	剣淵町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剣淵町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・剣淵町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
81	下川町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下川町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・下川町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
82	美深町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>美深町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、自治会行事やイベントに継続的に参加する者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>農林水産業、宿泊や飲食サービス業等に就業する者。</p>
83	中川町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中川町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・中川町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
84	幌加内町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幌加内町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・幌加内町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
85	増毛町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増毛町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・増毛町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
86	苫前町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苫前町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・苫前町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
87	羽幌町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羽幌町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・羽幌町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

88	初山別村	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初山別村や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・初山別村に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
89	遠別町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠別町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・遠別町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
90	猿払村	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猿払村や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・猿払村に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
91	中頓別町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中頓別町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・中頓別町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
92	枝幸町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枝幸町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・枝幸町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
93	豊富町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊富町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・豊富町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
94	美幌町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、【年齢の要件】かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美幌町に居住経験のある者又は美幌町内の高等学校に通学歴がある者。 ・美幌町が実施する移住相談、移住体験住宅（町営及び民営含む）の利用者や、美幌町が出演した移住フェア等において移住相談をしたことがある者。 ・美幌町が実施する地域おこし協力隊インターンに参加したことがある者。 <p>【年齢の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に満45歳未満であること。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務地が美幌町内に所在すること。 ・就業先について、農林水産業に就業する者又は支援対象法人として登録している企業等に就業する者。 ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。 ・就職決定日（内定を含む）が、就業先の企業等が支援対象法人として登録した日以降であること。 ・当該法人に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
95	津別町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津別町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・津別町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

96	斜里町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜里町や町内団体が関わる地域づくり活動、研究活動、研修、ボランティア事業、インターンシップに継続的に参加している者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）に就業する者のうち町が認めた者 ・官公庁の職種として、保育専門職、看護専門職、福祉系専門職、建設土木技師として就業する者
97	訓子府町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓子府町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・訓子府町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
98	佐呂間町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐呂間町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・佐呂間町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
99	遠軽町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠軽町お試し暮らし住宅を利用したことがある者又は過去に遠軽町に移住相談をしたことがある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>次の要件のいずれかによること。ただし、転勤・出向・出張・研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者 ・町内の公共交通事業所で運転手として就業する者 ・町内の医療機関に就業する者。
100	湧別町	<p>次の①及び②の要件を満たす者</p> <p>①転入時に50歳未満であり、農林水産業や家業等への就業、または、湧別町が要綱で定める産業に就業が決まっている者（転勤による移住を除く）</p> <p>②湧別町移住体験住宅を利用したことがある者、湧別町が出展した移住フェア等において移住相談を受けたことがある者、又は過去に湧別町に居住したことがある者。</p>
101	滝上町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滝上町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・滝上町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 <p>・滝上町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。</p>
102	西興部村	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西興部村や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・西興部村に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・西興部村が認めた企業に就業する者。
103	雄武町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雄武町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・雄武町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
104	大空町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大空町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・大空町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

105	豊浦町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊浦町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・豊浦町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
106	白老町	<p>次の1～3の全ての要件を満たす者</p> <p>1. 対象範囲は次のいずれかの要件に該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白老町へ移住する直前の5年以内に2回以上、町内で開催した滞在を伴う事業に参加したことがあること。 ・白老町へ移住する直前の5年以内に2回以上、白老町ふるさとGENKI応援寄附金の寄附をしていること。ただし、1年間で複数回寄附をした場合については、1回とみなす。 <p>・白老町出身者（白老町で生まれ、小学校以上を卒業した者）又は同一世帯内に白老町出身者がいる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白老町内に3親等内の親族が居住している者 ・白老町内の高等学校又は専門学校に通学していた者 <p>2. 年齢要件は次の要件に該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入日において年齢が40歳未満であること。 <p>3. 就業要件は次のアからウのいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 白老町内において、農林水産業に就業する者</p> <p>イ 白老町内の事業所のうち、交通事業所（バス、タクシーの運転手として就業）、介護・福祉事業所に就業し、次の要件の全てに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において当該事業所に連続して3カ月以上在職していること。 ・当該事業所に移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 <p>ウ 町内で新規に起業し、開業等の届出をしていること。</p>
107	厚真町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚真町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・厚真町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
108	安平町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安平町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動や地域イベント、地域課題の解決に向けた取組等に継続的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。 ・地域の自治会行事や地域イベントに継続して参加し、地域の担い手になっている者。 ・特定非営利法人の役員（会員）等として、移住前から在籍している者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・家業等に就業する者。 ・農林水産業、運輸業、医療、介護、福祉事業所、商工業、製造業、建設業、情報通信業、サービス業等において起業する者。
109	むかわ町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>①むかわ町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。</p> <p>②むかわ町に居住経験のある者。</p> <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <p>①農林水産業に就業する者。</p> <p>②自治体や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。</p>
110	平取町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平取町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・平取町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
111	浦河町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦河町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・浦河町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。

112	新ひだか町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人又は同一世帯に新ひだか町に居住経験のある者もしくは三親等以内の親族が新ひだか町に在住している者。 ・新ひだか町での移住体験を経験している者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
113	音更町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音更町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・町内の高校、大学等を卒業した者。 ・本人または親族が音更町に居住している。または、していたもの者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・家業に就業する者。
114	土幌町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土幌町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・土幌町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
115	上土幌町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上土幌町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・上土幌町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
116	鹿追町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿追町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・鹿追町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
117	新得町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新得町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・新得町に居住経験のある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・介護職に就業する者。
118	清水町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清水町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・清水町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
119	芽室町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芽室町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・芽室町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
120	中札内村	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中札内村や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・中札内村に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
121	更別村	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更別村や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・更別村に居住経験のある者 ・転入時に年齢が50歳未満であること。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業に就業する者。 ・商工業に就業する者。 ・保健、介護職に就業する者。

122	大樹町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大樹町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・大樹町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
123	広尾町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広尾町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・広尾町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
124	幕別町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幕別町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・幕別町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
125	池田町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池田町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・池田町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
126	本別町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本別町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・本別町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
127	足寄町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足寄町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・足寄町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
128	陸別町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸別町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者、陸別友好町民の会会員又はふるさと納税寄附者。 ・陸別町に移住体験住宅を含む居住経験のある者。 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業、商工業、飲食業、宿泊業、地域交通、福祉介護職に就労すること。
129	浦幌町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦幌町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・浦幌町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
130	釧路町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <p>釧路超民に登録している者。</p> <p>※釧路超民登録要件。次の者のうち登録を希望する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・釧路町の出身者 ・釧路町へのふるさと納税寄附者 ・自発的に釧路町の魅力を発信する者 ・その他、釧路町長が認める者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業などの業種に就業する者 ・釧路町移住推進アドバイザーに登録する者。

131	厚岸町	<p>1のどちらかに該当し、2の要件の全てまたは3の要件または2の(2)から(4)及び4の要件に該当する者</p> <p>1. 関係人口に関する要件 (1)厚岸町に居住したことがあること (2)厚岸町へふるさと納税をしたことがあること</p> <p>2. 就業に関する要件 (1)就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと (2)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること (3)支援金の申請日から5年以上継続して当該就業先に勤務する意思を有していること (4)転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること</p> <p>3. 起業に関する要件 事業を営んでいない者が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始したこと</p> <p>4. 地域の担い手確保の要件 (1)農林水産業に就業する者 (2)家業等へ就業する者</p>
132	浜中町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜中町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・浜中町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
133	標茶町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標茶町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・標茶町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
134	弟子屈町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弟子屈町の移住体験プログラム及びふるさとワーキングホリデーに参加経験を有する者。 ・弟子屈町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・弟子屈町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。 ・家業等へ就業する者。 ・弟子屈町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
135	鶴居村	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴居村や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・鶴居村に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
136	白糠町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白糠町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・白糠町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
137	別海町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保につながる各群】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別海町や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動やイベント、自治会などの地縁団体等による活動や行事に継続的に参加している者。 <p>【地域産業群】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業を家業として承継予定の者 (配偶者又は四親等内の親族が事業所の代表又は役員を務める場合を含め、日本標準職業分類における農林漁業従事者に限る。) ・別海町酪農研修牧場における研修を経て、町内に就農予定の者 ・畜産類似業を除く畜産農業を行う町内の個人、若しくは法人に正規雇用された者 (日本標準職業分類における農林漁業従事者、又はスマート農業、人材確保等の取組を行い、今ある農業を拡張する分野の人材に限る。)

		<p>【必要人材雇用群】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内にある民間事業所に介護職員として正規雇用された者 (日本標準職業分類における介護サービス職業従事者に限る。) ・町内にある民間事業所に看護師として正規雇用された者 (日本標準職業分類における准看護師を含む看護師に限る。) <p>【事業承継支援群】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に本社、本部、本店等を有する法人、若しくは個人の事業を家業として承継予定の者 (配偶者又は四親等内の親族が事業所の代表、又は役員を務める町内の法人、又は個人に正規雇用された者に限る。)
138	中標津町	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中標津町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者。 ・中標津町に居住経験のある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に就業する者。
139	標津町	<p>A群のいずれかを満たし、かつ、B群のいずれかを満たすこと</p> <p>— A群 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ■標津町の「ふるさと会会員」であること ■「標津町ふるさと応援町民」であること ■移住前の3年間で、標津町へふるさと納税を3年連続で行っていること ■Uターンによる移住者であること <p>— Uターン移住者 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標津町出身者、または同一世帯内に標津町出身者がいる者 ・標津町内に3親等以内の親族が居住している者 ・標津高等学校の卒業生 <p>— B群 —</p> <ul style="list-style-type: none"> ■標津町内の農林水産業に就業する者。 ■標津町内の農林水産加工商品製造業の事業所に就業する者。 ■その他、標津町内において次に掲げる事業所に就業する者。(官公庁との雇用契約を除く) ・交通事業 ・介護福祉業 ・飲食業 ・稼業(経営主が3親等以内に限り)
140	羅臼町	<p>下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人又は同一世帯に羅臼町出身者がいる者 ・本人又は同一世帯の者が羅臼町内の小中学校・高校を卒業している者 ・本人又は同一世帯の者が三親等以内の親族が羅臼町に在住している者。 ・おてつたびを利用して羅臼町の事業所で就業経験がある者 ・職場体験移住モニター事業を体験している者。 ・ちょっと暮らし体験を利用したことがある者。 ・羅臼町にふるさと納税をしている者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羅臼町内の医療・介護職に就職する者。(転勤を除く) ・羅臼町内の農業・漁師への新規就業者。 ・羅臼町内で新規に起業し、開業等の届出をしていること。